



株式会社 乗馬クラブクレイン presents  
MIKI イベントینگフェスティバル March 2024  
(日本馬術連盟公認 総合馬術競技会)  
実施要項

1. 主催: NPO 法人 Japan Eventing
2. 運営: NPO 法人 Japan Eventing
3. 会場: 三木ホースランドパーク  
〒673-0435 兵庫県三木市別所町高木
4. 日程: 令和6年3月9日(土)～ 3月10日(日)
5. 規程: 国際馬術連盟総合馬術競技会規程  
日本馬術連盟競技会関連規程  
ホーストライアルルール(別紙①)2023 年より変更あり
6. 競技種目: ・総合馬術競技  
CCN1\*(公認)  
EV90(公認・非公認クロスカントリー)  
EV80(公認・非公認クロスカントリー)  
EV60(非公認)  
  
・障害飛越競技(非公認)  
ジムカーナ, クロス障害  
60cm, 85cm, 90cm, 110cm  
ダービー90cm, ダービー105cm  
  
・馬場馬術競技  
自由選択課目(20×60)・(20×40)  
※自由演技を除く

・ 第 1 競技 CCN I \* 競技(公認)

馬場馬術競技	FEI CCI I * 2021
クロスカントリー競技	全長 2,000~3,000m 最大分速 500m 飛越数 20~205 個以内 高さ 固定障害 1.05m 以内 ブラシ障害 1.25m 以内 幅 最も高い部分 1.20m 以内 土台 1.80m 以内 高さのない障害 2.40m 以内 飛び降り 1.40m 以内
障害飛越競技	全長 600m 以内 分速 350m 障害数 10~11 個 (12 飛越以内) 高さ 1.10m 以内 幅 1.25m 以内 三段 1.45m 以内

・ 第 2 競技 EV90 競技(公認)

馬場馬術競技	JEF 総合馬術中級課目 2020
クロスカントリー競技	全長 1,800~2,300m 最大分速 450m 飛越数 17~22 個以内 高さ 固定障害 0.90m 以内 ブラシ障害 1.10m 以内 幅 最も高い部分 1.10m 以内 土台 1.50m 以内 高さのない障害 2.00m 以内 飛び降り 1.20m 以内

障害飛越競技	全長 350m～400m 分速 350m 障害数 9～10 個 (11 飛越以内) 高さ 1.00m 以内 幅 1.15m 以内 三段 1.35m 以内
--------	--

・ 第3競技 EV90 競技(非公認)

馬場馬術競技	実施せず
クロスカンントリー競技	全長 1,800～2,300m 最大分速 450m 飛越数 17～22 個以内 高さ 固定障害 0.90m 以内 ブラシ障害 1.10m 以内 幅 最も高い部分 1.10m 以内 土台 1.50m 以内 高さのない障害 2.00m 以内 飛び降り 1.20m 以内
障害飛越競技	実施せず

・ 第4競技 EV80 競技(公認)

馬場馬術競技	JEF 総合馬術初級課目 2020A
--------	--------------------

クロスカントリー競技	全長 1,500~2,000m 最大分速 400m 飛越数 15~20 個以内 高さ 固定障害 0.80m 以内 ブラシ障害 1.00m 以内 幅 最も高い部分 1.05m 以内 土台 1.20m 以内 高さのない障害 1.60m 以内 飛び降り 1.00m 以内
障害飛越競技	全長 350m~400m 分速 350m 障害数 9~10 個 (11 飛越以内) 高さ 0.90m 以内 幅 1.10m 以内 三段 1.30m 以内

・ 第5 競技 EV80 競技(非公認)

馬場馬術競技	実施せず
クロスカントリー競技	全長 1,500~2,000m 最大分速 400m 飛越数 15~20 個以内 高さ 固定障害 0.80m 以内 ブラシ障害 1.00m 以内 幅 最も高い部分 1.05m 以内 土台 1.20m 以内 高さのない障害 1.60m 以内 飛び降り 1.00m 以内

障害飛越競技	実施せず
--------	------

・第6競技 EV60競技(非公認)

馬場馬術競技	実施せず
クロスカントリー競技	<p>全長 1,500~2,000m 最大分速 400m</p> <p>飛越数 15~20 個以内</p> <p>高さ 固定障害 0.60m 以内</p> <p style="padding-left: 40px;">ブラシ障害 0.80m 以内</p> <p>幅 最も高い部分 1.00m 以内</p> <p style="padding-left: 40px;">土台 1.10m 以内</p> <p style="padding-left: 40px;">高さのない障害 0.80m 以内</p> <p>飛び降り 0.80m 以内</p>
障害飛越競技	実施せず

・第7競技 ジムカーナ競技Ⅰ  
基準表 C

・第8競技 クロス障害飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 10 個以内

・第9競技 60cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 10 個以内

- ・第10競技 85cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H85cm W105cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第11競技 90cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H90cm W110cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第12競技 110cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H110cm W130cm 以内 障害数 11 個以内
- ・第13競技 ダービー90cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H90cm W110cm 以内 障害数 18 個以内
- ・第14競技 ダービー105cmクラス飛越競技Ⅰ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H105cm W130cm 以内 障害数 18 個以内
- ・第15競技 自由選択課目 (20×60) Ⅰ
- ・第16競技 自由選択課目 (20×40) Ⅰ
- ・第17競技 ジムカーナ競技Ⅱ  
基準表 C
- ・第18競技 クロス障害飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第19競技 60cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 325m H60cm W80cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第20競技 85cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H85cm W105cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第21競技 90cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H90cm W110cm 以内 障害数 10 個以内
- ・第22競技 110cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H110cm W130cm 以内 障害数 11 個以内
- ・第23競技 ダービー90cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H90cm W110cm 以内 障害数 18 個以内

- ・第24競技 ダービー105cmクラス飛越競技Ⅱ  
基準表 A 238 条 2.1 分速 350m H105cm W130cm 以内 障害数 18 個以内
- ・第25競技 自由選択課目 (20×60) Ⅱ
- ・第26競技 自由選択課目 (20×40) Ⅱ

#### 競技実施日

3月9日(土)

第1競技・第2競技・第4競技の馬場馬術・障害飛越

第7競技～第16競技

3月10日(日)

第1競技～第6競技のクロスカントリー及び、第17競技～26競技

#### 7. 参加資格

- ①公認競技については、選手が申込時点において、日本馬術連盟の会員で騎乗者B級以上を有していること。馬匹についても申込時点において、日本馬術連盟の登録馬であること。
- ②未成年者は保護者の承諾書を要する。
- ③同一日における同一馬の出場は、EV75のクラスは2回までとする。
- ④同一クラスに同一人馬で参加した場合、2回目に関してはオープン参加とする。(同一人馬でなければポイント獲得及び表彰の対象とする。)
- ⑤障害飛越競技のみの参加に関しては、出場回数は制限しない。

#### 8. 参加申込

令和6年2月16日(金)までに、

- 参加申込書
- 入厩届を NPO 法人 Japan Eventing へ E-mail にてお申し込みください。

振込先 NPO 法人 Japan Eventing

三菱 UFJ 銀行 江古田支店(店番号190) 普通 0289268

お問い合わせ先: [japan.eventing@gmail.com](mailto:japan.eventing@gmail.com)

〒112-0001

東京都文京区白山5丁目7-6 レジデンス Hara-Machi 1F

NPO 法人 Japan Eventing 事務局 山本 俊哉

TEL: 03-6902-2775

## 9. 参加料

- |                                       |                 |
|---------------------------------------|-----------------|
| ①日本馬術連盟総合公認競技*クラス<br>(第1競技)           | <u>40,000 円</u> |
| ②日本馬術連盟総合公認競技<br>(第2競技・第4競技)          | <u>30,000 円</u> |
| ③総合馬術クロスカントリー<br>(第3競技・第5競技・第6競技)     | <u>15,000 円</u> |
| ④障害飛越競技<br>(第7競技～第9競技及び第17競技～第19競技)   | <u>7,000 円</u>  |
| ⑤障害飛越競技<br>(第10競技～第14競技及び第20競技～第24競技) | <u>10,000 円</u> |
| ⑥馬場馬術競技<br>(第15競技～第16競技及び第25競技～第26競技) | <u>10,000 円</u> |
| ⑦登録料(1頭につき)                           | <u>10,000 円</u> |
| ⑧緑の広場(前日3/8)使用料(1頭につき)                | <u>5,000 円</u>  |

1度納入された参加料・登録料は返却しない。

ただし、主催者の都合で競技種目を取り止めた場合はこの限りではない

## 10. クロスカントリー競技の順位決定

- ①減点と同点の場合は、クロスカントリーの既定タイムに近い選手を上位とする。
- ②技術代表、審判員、コースデザイナーの判断により、危険とみられる場合は走行を停止し、失権とする場合がある。

## 11. 表彰

各競技の6位までを入賞とし、入賞馬にリボン、副賞を贈る。

各種目の出場者が50人を超えた場合はグループ分けをし、

各グループの上位6位までを入賞とする。

年間のJEF公認総合馬術競技会の成績を総合して年間ランキングを作成し、上位者には賞品・賞状を授与する。

## 12. 打合せ及び出場順の発表

- ①新型コロナウイルス感染症拡大防止を鑑み、打ち合わせ会は開催しない。連絡事項は、後日連絡する大会ホームページに掲載するので必ず参照のこと。
- ②エントリーの変更は、

大会前: Email: [japan.eventing@gmail.com](mailto:japan.eventing@gmail.com) 宛に連絡もしくは  
競技前日、16時までに大会事務局にて変更をお願いします。

競技会前日の変更は1件につき1,500円の変更手数料を徴収する。

1 クロスカントリーに参加する騎乗者の服装・馬装は国際馬術連盟総合馬術

- 競技会規程に記載の通りとし、バックガードの着用を義務づける。
- 2 馬に騎乗する場合は、いかなる場合でも必ず3点以上の固定式顎付乗馬用防護帽を着用すること。選手以外が騎乗する場合も同様とする。
- 3 参加馬匹は健康検査及びJEF 予防接種実施要領を規程通り実施していること。
- 4 選手等の宿舎は各自手配し、経費は各自負担とする。
- 5 参加馬の厩舎は主催者が準備する。
- 6 厩舎での火器の使用及び喫煙は一切禁止とする。
- 7 馬の輸送費は補助しない。
- 8 馬糧は各自にて持参すること。退厩の際は全て持ち帰ること。敷料については、おが粉とし、会場で用意する。また厩舎及び周辺を清掃し、ゴミ等を一切残さないこと。
- 9 施設の利用に関しては、それぞれ開催場所の施設利用心得を厳守すること。
- 10 期間中の人馬の事故等に対しては、主催者への連絡をもって応急処置を行うが、その責めは負わない。
- 11 参加者は何らかの傷害保険に加入し、健康保険証またはコピーを持参すること。
- 12 参加選手は野外騎乗中、必ず自身のメディカルカードを外から見えるところに携帯して走行すること。
- 13 参加申込が少数の場合は、競技及び種目を中止することがある。
- 14 その他、三木ホースランドパークの使用に関する規則を厳守すること。

## NPO 法人 Japan Eventing 総合馬術ホーストライアルルール

NPO 法人 Japan Eventing 主催の総合馬術ホーストライアルシリーズでは、人馬にクロスカントリー走行の経験を積んでもらうため、以下のルールを適用いたします

- クロスカントリー走行中の「パス」について:

走行中、選手は、フェンスジャッジに対して「パス」を宣言することにより、障害を飛越せずに走行を継続し、次の障害に向かうことができる。走行中の「パス」の回数 は問わないが、その都度宣言する必要がある。成績上は「棄権(R)」の扱いとなる。

**※2023 年より EV95クラス以上では、パスは認められません。**

- クロスカントリー走行中通算での 3 反抗失権後の走行継続(同一障害での 3 反抗を除く):  
選手は、通算での 3 反抗失権後も走行を継続することができる。成績上は「失権(E)」の扱いとなる。  
ただし、同一障害で 3 回の反抗があった場合は認めない。

走行継続可能な例:

ある障害で 2 回の反抗の後に通過し、別の障害で 2 回の反抗後、「パス」を宣言して次の障害へ向かうことは認められる

走行継続が認められない例:

- (1) ある障害で 3 回の反抗があった場合、パスを宣言して走行を継続することはできない
- (2) 落馬および人馬転での失権
- (3) 経路違反での失権